消防用ホース	コ第54～5～3号	〃	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚1丁目21番17号	
小型消火器	消第22～36号	〃	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号	
〃	消第22～37号	〃	〃	〃	
〃	消第22～38号	〃	株式会社モリタユージー	東京都千代田区神田須田町二丁目3番地5	
〃	消第22～39号	〃	株式会社モリタ防災テック	東京都港区西新橋三丁目25番31号	
〃	消㊟第22～3号	22. 6. 21	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号	
〃	消第22～40号	〃	〃	〃	
〃	消第22～41号	〃	パナソニック電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地	
GR型受信機（アナログ式蓄積式及び自動試験機能付）	受第22～7号	22. 6. 24	〃	〃	
〃	受第22～8号	〃	〃	〃	
中継器（アナログ式蓄積式及び自動試験機能付）	中第22～8号	〃	〃	〃	
流水検知装置	流第22～12号	〃	小熊機械株式会社	東京都港区白金台4丁目9番22号	
小型消火器	消第22～42号	22. 6. 28	株式会社モリタユージー	東京都千代田区神田須田町二丁目3番地5	
〃	消第22～43号	〃	〃	〃	
〃	消第22～44号	〃	〃	〃	
〃	消第22～45号	〃	〃	〃	
〃	消第22～46号	〃	〃	〃	
〃	消第22～47号	〃	〃	〃	
〃	消第22～49号	〃	〃	〃	
〃	消第22～50号	〃	〃	〃	
〃	消第22～48号	〃	株式会社モリタ防災テック	東京都港区西新橋三丁目25番31号	
〃	消第22～51号	〃	〃	〃	
差動式スポット型感知器	感第22～16号	22. 6. 30	能美防災株式会社	東京都千代田区九段南4丁目7番3号	
〃	感第22～17号	〃	〃	〃	
〃	感第22～18号	〃	〃	〃	
〃	感第22～19号	〃	〃	〃	
〃	感第22～20号	〃	〃	〃	
〃	感第22～21号	〃	〃	〃	
〃	感第22～22号	〃	〃	〃	
〃	感第22～23号	〃	〃	〃	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第22～10号	〃	千住スプリンクラー株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地	
大型消火器	消第22～27号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号	

○財務省告示第二百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・一トン
四	七、九二六トン
五	三六一トン
六	四トン
七	六・四一トン
八	○トン
九	一一、一三○トン
一○	一、六○七トン
一一	一、六五八トン
一二	二七、三五六トン
一三	一、九一一、一一一トン
一四	五○○、八七七トン
一四の二	二四三、○八二トン
一五	一、一六二トン
一六	二、八六八トン
一七	三三、二六八トン
一八	四、九八一トン
一九	五○五トン
二○	五七トン
二一	一一、八三二トン
二二	四一○トン
二三	一、五五四トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	九四○トン
二七	二、一一八トン
二八	二トン
二九	二三三トン

○財務省告示第二百八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万五千七百六十六トン

二　冷凍牛肉　九万七百三十五トン

○財務省告示第二百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十六万三千九百九十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十六万四千八トン